

県外で受診した妊産婦さんへ

里帰り出産等のため、県外の受診機関で妊産婦・乳児健康診査を受診した場合、健康診査の費用を助成します。

◆助成に必要なもの

- ①妊産婦・乳児健康診査費助成金交付申請書兼請求書
申請・請求者が「申請・請求者」「助成対象者」「振込先」欄を記入し、
受診機関へ提出し証明を受けます。
(1回の健康診査ごとに1枚必要です。)
- ②領収書(原本)
- ③診療明細書(原本)
- ④妊産婦健康診査・乳児健康診査受診票(受診機関に受診結果の記入を依頼してください)
- ⑤母子健康手帳
妊娠中の経過、検査の記録をコピーさせていただきます。
- ⑥印鑑
浸透印(シャチハタ等)は使用できません。
- ⑦振込先口座確認書類(通帳等)

◆注意事項

- ・申請(請求)は、受診した日から1年以内に行ってください。
- ・健康診査の費用は、受診機関によって異なります。
佐伯市の単価が上限になりますので、全額助成できない場合があります。
- ・領収書、診療明細書は、原本の提出が必要です。
コピーが必要な場合には、ご自身で対応ください。
- ・申請者(請求者)と振込先口座の名義人が異なる場合には、
委任状の提出が必要になります。

お母さんとおなかの赤ちゃんの健康のために
妊婦健診は必ず受けましょう



【申請・問い合わせ先】

佐伯市こども福祉課こども家庭センター

母子保健担当 ☎23-4515

〒876-0854

佐伯市中村南町1-1

(佐伯市役所2階こども福祉課内)